

厚生労働省発健 0929 第 3 号
令 和 2 年 9 月 29 日

一般社団法人日本透析医学会理事長 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

令和 2 年度臓器移植普及推進月間の実施について

標記について、別添「令和 2 年度臓器移植普及推進月間実施要綱」により実施することとなりましたので、格段の御配意をお願いいたします。

なお、この月間に對し、地方における貴下関係機関の御協力が得られますよう、特段の御配意を併せてお願い申し上げます。

厚生労働省健康局難病対策課
移植医療対策推進室臓器移植係 小川・曾合
〒100-8916
東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話 03(3595)2256 (直通)
FAX 03(3593)6223

令和 2 年度臓器移植普及推進月間実施要綱

1 趣 旨

臓器移植は、臓器の機能が著しく低下し、移植によってのみ、その回復が見込まれる人に対して行う医療で、臓器提供者はもとより、広く社会の理解と支援があつて成り立つ医療である。このような移植医療の適正な実施に資することを目的として、「臓器の移植に関する法律」が平成 9 年 10 月に施行されて以来、脳死下及び心臓が停止した死後における臓器移植が逐次行われ、一定の実績を積み重ねてきていているが、平成 22 年の改正法施行後においても臓器提供事例は、顕著な増加を示していない。

今後、臓器移植の一層の定着・推進を図るためにには、より多くの方々に臓器移植に対する理解を深め、臓器提供に関する意思表示をしていただくことが極めて重要であることから、「臓器移植普及推進月間」を設け、広く国民に対して、普及啓発を行うものとする。

2 主 催（予定）

厚生労働省、各都道府県、（公社）日本医師会、（公社）日本臓器移植ネットワーク、（公財）日本腎臓財団、（公社）日本透析医会

3 後 援（予定）

文部科学省、日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本新聞協会、（公社）AC ジャパン、（公財）健康・体力づくり事業財団、（公社）日本看護協会、（一社）全国腎臓病協議会、（一社）日本腎臓学会、（一社）日本透析医学会、（一社）日本移植学会、（公財）日本アイバンク協会、NPO 法人日本移植者協議会

4 実施期間

令和 2 年 10 月 1 日（木）から同月 31 日（土）まで

5 重点目標

- (1) 臓器不全の根治療法である臓器移植について、理解を深めていただくとともに、できるだけ多くの人々が臓器提供に関する意思表示を行っていたくよう広く国民に呼びかける。
- (2) 国民への啓発とあわせて、各地域においては、関係機関の協力により臓器移植体制の整備・強化を図る。
- (3) 健全な日常生活を営むために疾病予防の重要性を国民に認識してもらう。

6 推進月間の標語

「いのちへの優しさとおもいやり」

上記の他、関係団体において適宜定めるものとする。

7 実施数行事等（予定）

(1) 臓器移植普及推進月間の周知

臓器移植普及推進月間を国民一般に周知させるため、ポスター・パンフレット等を作成し、関係団体などに配布する。

(2) 大会の開催等

各地域において、月間の趣旨に沿った集会、講演会などを実施する。

集会、講演会などの実施においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した上で行う。

なお、令和2年10月25日開催予定となっていた「臓器移植推進国民大会」（長崎県長崎市）については、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を鑑み、中止となった。

(3) 報道機関との連携

インターネット、ラジオ、新聞等報道機関の協力を得るとともに、都道府県広報紙、関係団体の機関紙の活用を図り、臓器移植推進に関する広報を実施する。